

## 岸和田市生産緑地地区の指定に関する基準（案）新旧対照表

(新) 岸和田市生産緑地地区の指定に関する基準	(旧) 生産緑地地区の指定及び指定しない地域・地区の基準
<p>(目的)</p> <p>1 この基準は、生産緑地法（昭和 49 年 6 月 1 日法律第 68 号）第 3 条の規定を適用するにあたり必要な事項を定め、もって市街化区域内農地等の適正な保全・活用を図り、農林漁業と調和した都市環境の形成に資することを目的とする。</p> <p>(指定することができる農地等)</p> <p>2. 生産緑地として追加指定できる農地等は、次の(1)から(5)のいずれにも該当する農地等とする</p> <p>(1) 市街化区域内の一団の農地等の区域であること</p> <p>(2) 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの</p> <p>(3) 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるもの</p> <p>(4) 農地等の所有者に指定の意向があり、利害関係人の同意を得ているもの</p> <p>(5) 都市計画において生産緑地地区を定めようとする農地等は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。</p> <p>① 追加指定面積が 300 m<sup>2</sup>以上の規模の区域であるもの</p>	<p>(目的)</p> <p>1 この基準は、生産緑地法（昭和 49 年 6 月 1 日法律第 68 号）第 3 条の規定を適用するにあたり必要な事項を定め、もって市街化区域内農地等の適正な保全・活用を図り、農林漁業と調和した都市環境の形成に資することを目的とする。</p> <p>(適用の範囲)</p> <p>2 市街化区域内にある一定の条件を満たす農地等について生産緑地地区を定めることができるものとし、都市機能の充実、土地の有効・高度利用を図るべき地域・地区の農地等については定めないものとする。</p> <p>(指定することができるもの)</p> <p>3 都市計画において生産緑地地区を定めようとする農地等は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。</p> <p>(1) 農林漁業の継続可能な条件を備えており、単独又は一団の農地等で生産緑地地区の追加指定面積は 1,000 m<sup>2</sup>以上とする。ただし、追加指定面積が 500 m<sup>2</sup>以上～1,000 m<sup>2</sup>未満であっても次のいずれかに該当し、かつ、それらの面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以上となる場合は、追加指定できるものとする。</p> <p>ア 既存の生産緑地地区と一団を形成するもの。</p> <p>イ 形の整形化、穴抜きの解消となるもの。</p>

(新) 岸和田市生産緑地地区の指定に関する基準

(旧) 生産緑地地区の指定及び指定しない地域・地区の基準

- ② 既存の生産緑地地区と一団を形成し、次のいずれかに該当するもの
  - ア 農住組合法、土地区画整理法、土地改良法等の実施及び地区計画等計画的なまちづくりを進めるうえで必要と判断されるもの
  - イ 交換分合等による土地の集合化により、新たに生じた一団の農地等で生産緑地として評価できるもの

- (2) 生産緑地法第3条に規定する要件を満たすもので次のいずれかに該当し、都市計画決定権者が地域の実情を踏まえ、生産緑地地区の指定が必要と判断される場合は、追加指定できるものとする。
  - ア 市街化区域への編入により、新たに市街化区域農地等となったもの。ただし、市街化区域への編入理由等を鑑み、土地利用計画と整合が図れること。
  - イ 農村振興総合整備事業、土地区画整理事業等の実施及び地区計画等計画的なまちづくりを進めるうえで必要と判断されるもの。
  - ウ 交換分合等による土地の集合化により、新たに生じた一団の農地等で生産緑地として評価できるもの。
  - エ 緑の基本計画により、都市公園等の施設緑地、地域制緑地の配置から適切であると判断されるもの。
  - オ 将来、公共施設等の敷地に適していると判断されるもの。
  - カ 真にやむを得ない事由により、平成4年中に手続きができなかった場合で、次のいずれかに該当するもの。
    - (ア) 農地等の所有権に係る裁判が係争中のため、権利者が確定しなかったもの。
    - (イ) 地主と小作人の賃貸借の契約等が大阪府生産緑地関係紛争等あっせん室、農業委員会、市役所等の公的機関の下で調整中のため同意の確認が取れなかったもの。
    - (ウ) 失踪宣告、地積混乱、相続手続中等により権利者の特定ができなかったもの。

<p align="center"><b>(新) 岸和田市生産緑地地区の指定に関する基準</b></p>	<p align="center"><b>(旧) 生産緑地地区の指定及び指定しない地域・地区の基準</b></p>
<p>(指定しない地域・地区)</p> <p>3 前規定にかかわらず、都市計画の観点から次のいずれかに該当する地域・地区内の農地等については、生産緑地の追加指定を行わないものとする。</p> <p>(1) 商業地域及び近隣商業地域、並びに容積率の上限が 300%以上に定められている地域。ただし、将来、公共施設等の整備が予定されている区域を除く。</p> <p>(2) 特別業務地区第 1 種、第 2 種の定めのある区域</p> <p>(3) 法第 10 条の規定に基づく買取申出があり、行為の制限が解除された地区。ただし、所有権移転が行われた場合や新たな農業従事者が確保されるなど継続的に農業経営が可能な条件を備えた場合はこの限りではない。</p> <p>(附 則)</p> <p>この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から運用する。</p>	<p>(指定しない地域・地区)</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する地域・地区の指定は行わない。</p> <p>(1) 商業地域及び近隣商業地域。ただし、J R 久米田駅周辺の近隣商業地域のうち鉄道軌道敷より西側の地域を除く。(別図区域)</p> <p>(2) 土地区画整理事業が行われた区域及び第 1 種、第 2 種特別業務地区の定めのある区域 (別図区域)</p> <p>(3) 総合計画や都市計画マスタープランの土地利用方針により、鉄道駅周辺等高度利用を図るべき地区 (別図区域)</p> <p>(4) 生産緑地を解除した地区。ただし、所有者が変更になった場合はこの限りでない。</p> <p>(附 則)</p> <p>この基準は、平成 13 年 4 月 1 日から運用する。</p>